



追加型投信 / 海外 / 株式

# 次世代米国代表株ファンド〈愛称:メジャー・リーダー〉

## 足下の投資環境と今後の見通し

ファンド情報提供資料  
データ基準日: 2020年3月13日

平素は「次世代米国代表株ファンド〈愛称:メジャー・リーダー〉」をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。  
本レポートでは、年初来特に足下の相場下落を中心に、当ファンドの運用状況についてご報告いたします。  
今後とも引き続き、当ファンドをご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 年初来の運用状況

#### 【年初来の市況動向】

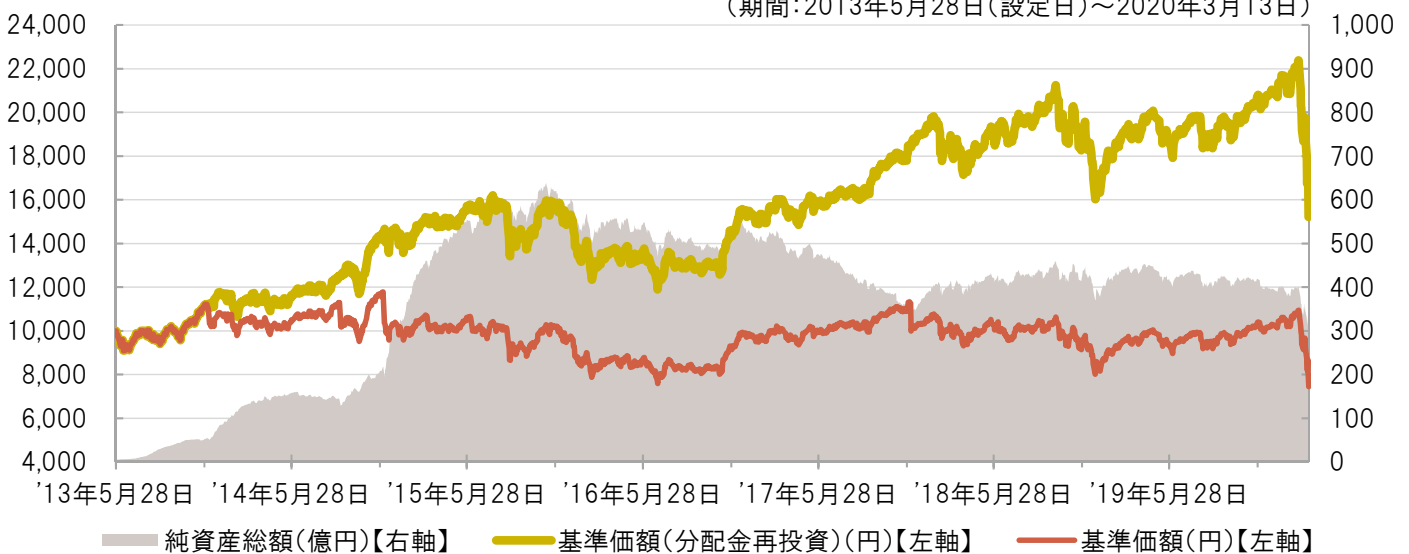
2020年初より米国株式市況は米国の景気と企業業績に顕著な落ち込みがみられないことを好感し、上昇基調にて推移しました。世界経済の先行きへの不透明感についても、主要国の中央銀行が総じて金融緩和的な姿勢を強めていることにより下支えされとの見通しが広がり、株式市況の後押しとなりました。懸念材料であった米中貿易摩擦についても、2020年1月に入り第1段階合意が成立すると株式市況はこれを好感し続伸しました。しかしながら2月中旬以降は、新型コロナウイルス感染症(以下、新型肺炎)の感染拡大が世界経済に与える影響への不透明感が急速に台頭し、3月中旬にかけて株式市況は大幅調整となりました。為替市況は米ドル安/円高となりました。特に2月末以降、新型肺炎感染拡大を背景にリスク回避傾向が高まり、円高が急速に進展しました。

#### 【当ファンドの運用状況について】

基本的には、景気が堅調に推移する環境下において、業績拡大余地の大きいと判断した銘柄に着目しましたが、2020年1月以降は、2019年秋からの株式市況の上昇ペースが速かったことなどから、上値、下値ともに限定的なレンジ内の動きを想定し、銘柄のローテーションを弾力的に行うよう努めました。足下の株式市況下落は想定以上のものとなりましたが、後述するように、株価の戻りを試す展開を期待しており、基本的には従来のポートフォリオを維持しています。

### 当ファンドの基準価額等の推移

(期間: 2013年5月28日(設定日)~2020年3月13日)



- ・ 基準価額、基準価額(分配金再投資)は、1万円当たりであり、運用管理費用(信託報酬)控除後の値です。
- ・ 信託報酬率は、後記の「ファンドの費用」に記載しています。
- ・ 基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しています。

■ 上記は、過去の実績・状況または作成時点での見通し・分析であり、将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮していません。

## 次世代米国代表株ファンド〈愛称:メジャー・リーダー〉

## 今後の見通し

## 【投資環境の見通し】

新型コロナウイルスの感染拡大が世界経済に与える影響に関して不透明感が台頭、株式市況は下落基調となっています。今後も、株式市況は感染拡大が景気や企業業績に与える影響を織り込む動きになると考えられますが、一方で、主要国の中央銀行が、景気の落ち込みを防ぐため、緩和的な金融政策へと舵を切っていることは、株式市況の一定の下支え要因になると思われます。米国の景気と企業業績については、今後下方修正が入ることが予想されますが、直近の株式市況の大幅調整により、かなりの部分が織り込まれたとも考えられます。新型コロナウイルスの感染に関して何らかの落ち着き所が見出せれば、株価の戻りを試す展開も期待しています。

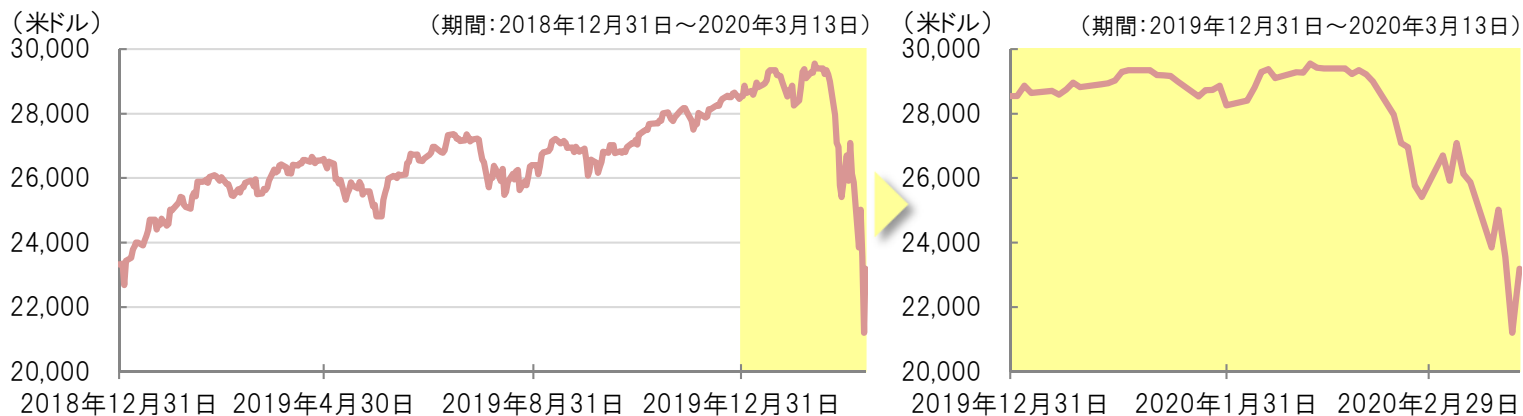
## 【当ファンドの運用方針】

新型コロナウイルスの感染拡大が景気と企業業績に与える影響については予断を許しませんが、過去数十年の米国株式市況上昇を支えた経済規模の大きさと成長力、巨大な個人消費市場の存在、さらには活発なイノベーションと新陳代謝が盛んな経済構造等に変化はないと考えています。

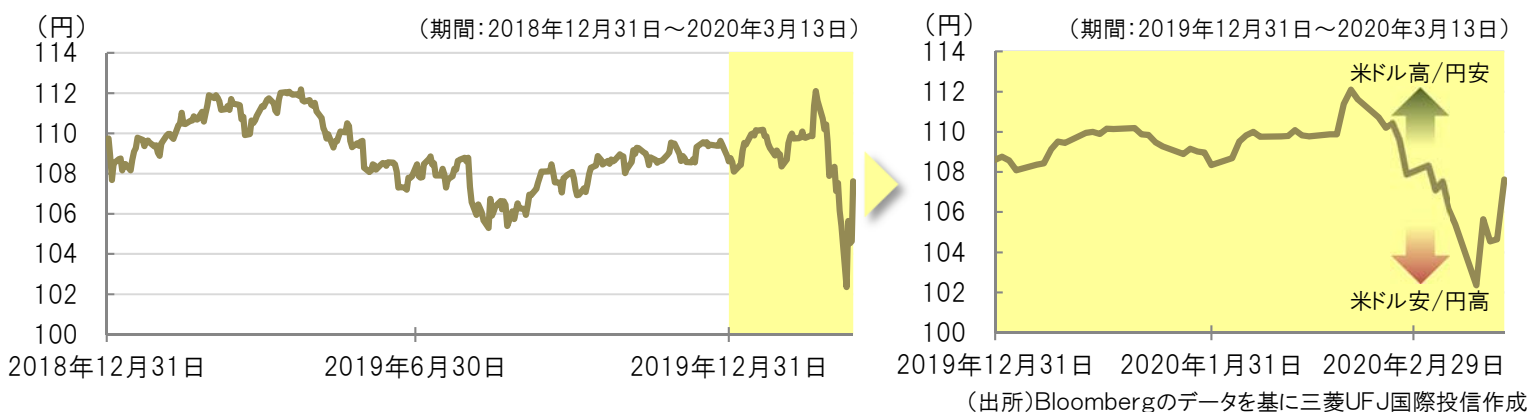
引き続き大きな変化が起こっている分野に注目、変化に機動的に対応し、恩恵を受け得る新しい次世代企業に投資します。現在は、インターネットやバイオ、医療機器などの分野の重要性の高まり、同分野での新しい企業の台頭に注目しています。同時に、絶え間ない自己革新により、環境変化に対応し続けている伝統的な老舗企業にも目を向け、より高い投資成果の達成をめざします。

- 市況の変動等により、上記の運用方針通りの運用が行えない場合があります。

## 【ご参考】ダウ・ジョーンズ工業株価平均の推移



## 【ご参考】米ドル(対円)の為替レート推移



【本資料で使用している指数について】ダウ・ジョーンズ工業株価平均とは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが公表している株価指数で、米国を代表する優良30銘柄で構成されています。

■ 上記は、過去の実績・状況または作成時点での見通し・分析であり、将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。

# 次世代米国代表株ファンド 〈愛称:メジャー・リーダー〉

追加型投信／海外／株式

## ファンドの目的・特色

### ■ファンドの目的

米国の株式を実質的な主要投資対象とし、値上がり益の獲得をめざします。

### ■ファンドの特色

投資対象 米国の株式が実質的な主要投資対象です。

・ニューヨーク証券取引所に上場している企業およびNASDAQに登録されている企業の株式を投資対象とします。

為替対応方針 原則として、為替ヘッジを行いません。

運用方法 主として米国において取引されている次世代の米国経済の主役となり得ると委託会社が判断した企業の株式に投資を行います。

・ダウ・ジョーンズ工業株価平均(ダウ工業株30種)における構成銘柄を参考にポートフォリオの構築を行います。

・今後の経済環境、社会構造に関する見通しを基に、変化に対応し成長が見込まれる投資銘柄を厳選し、30銘柄程度に投資を行います。

分配方針 年4回の決算時に分配を行います。

・年4回の決算時(3・6・9・12月の各7日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。

・原則として、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配を行います。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

また、分配金額は運用実績に応じて変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### ■ファンドの仕組み

・運用は主に次世代米国代表株マザーファンドへの投資を通じて、米国の株式へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

## 投資リスク

### ■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

**価格変動リスク** 一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、ファンドはその影響を受け組入株式の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

**為替変動リスク** 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。

**信用リスク** 組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

**流動性リスク** 有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

### ■その他の留意点

・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。

投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

・ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。

**ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。**



# 次世代米国代表株ファンド (愛称:メジャー・リーダー)

追加型投信/海外/株式

## 手続・手数料等

### ■お申込みメモ

|                   |                                                                                                                                                                                 |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位              | 販売会社が定める単位/販売会社にご確認ください。                                                                                                                                                        |
| 購入価額              | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額<br>※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。                                                                                                                 |
| 換金単位              | 販売会社が定める単位/販売会社にご確認ください。                                                                                                                                                        |
| 換金価額              | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                                               |
| 換金代金              | 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。                                                                                                                                      |
| 申込不可日             | 次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。<br>・ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行の休業日<br>※具体的な日付については、委託会社のホームページ(「ファンド関連情報」内の「お申込み不可日一覧」)をご覧ください。                                                          |
| 申込締切時間            | 原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。                                                                                                                                            |
| 換金制限              | ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。                                                                                                                                     |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。                                                                          |
| 信託期間              | 2023年3月7日まで(2013年5月28日設定)                                                                                                                                                       |
| 繰上償還              | 受益権の口数が20億口を下回ることとなった場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。                                                                                                                               |
| 決算日               | 毎年3・6・9・12月の7日(休業日の場合は翌営業日)                                                                                                                                                     |
| 収益分配              | 年4回の決算時に分配を行います。<br>販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。                                                                                                                               |
| 課税関係              | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。個人受益者については、収益分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)の適用対象です。税法が改正された場合等には、変更となることがあります。くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。 |

### ■ファンドの費用

#### お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料 購入価額に対して、**上限3.3%(税抜 3%)**(販売会社が定めます)  
(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)

信託財産留保額 ありません。

#### お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬) 日々の純資産総額に対して、**年率1.595%(税抜 年率1.45%)**をかけた額

その他の費用・手数料 監査法人に支払われるファンドの監査費用・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用・その他信託事務の処理にかかる諸費用等についてもファンドが負担します。  
※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。  
なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

## 本資料のご利用にあたっての注意事項等

●本資料は、三菱UFJ国際投信が作成した資料です。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。●本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。●本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。●本資料中のグラフ・数値等は、過去の実績・状況であり、将来の市場環境等や運用成果等を示唆・保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。●投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。●投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。

●委託会社(ファンドの運用の指図等)

三菱UFJ国際投信株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号

加入協会:一般社団法人 投資信託協会

一般社団法人 日本投資顧問業協会

<ホームページアドレス> <https://www.am.mufg.jp/>

<お客さま専用フリーダイヤル> 0120-151034

(受付時間 営業日の9:00~17:00)

●受託会社(ファンドの財産の保管・管理等)

三菱UFJ信託銀行株式会社

**ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。**

## 販売会社情報一覧表

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は下記の販売会社まで

ファンド名称: 次世代米国代表株ファンド

| 商号            | 登録番号等    |                 | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>日本投資顧問業協会 | 一般社団法人<br>金融先物取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商品取引業協会 |
|---------------|----------|-----------------|---------|---------------------|---------------------|------------------------|
| 株式会社愛知銀行      | 登録金融機関   | 東海財務局長(登金)第12号  | ○       |                     |                     |                        |
| 株式会社あおぞら銀行    | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第8号   | ○       |                     | ○                   |                        |
| 株式会社青森銀行      | 登録金融機関   | 東北財務局長(登金)第1号   | ○       |                     |                     |                        |
| 株式会社阿波銀行      | 登録金融機関   | 四国財務局長(登金)第1号   | ○       |                     |                     |                        |
| 株式会社イオン銀行     | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第633号 | ○       |                     |                     |                        |
| 株式会社池田泉州銀行    | 登録金融機関   | 近畿財務局長(登金)第6号   | ○       |                     | ○                   |                        |
| auカブコム証券株式会社  | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第61号  | ○       |                     | ○                   |                        |
| 株式会社SBI証券     | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号  | ○       |                     | ○                   | ○                      |
| 岡三オンライン証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第52号  | ○       | ○                   | ○                   |                        |
| 岡三にいがた証券株式会社  | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第169号 | ○       |                     |                     |                        |
| 株式会社紀陽銀行      | 登録金融機関   | 近畿財務局長(登金)第8号   | ○       |                     |                     |                        |
| 株式会社きらぼし銀行    | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第53号  | ○       |                     | ○                   |                        |
| 株式会社京葉銀行      | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第56号  | ○       |                     |                     |                        |
| ごうぎん証券株式会社    | 金融商品取引業者 | 中国財務局長(金商)第43号  | ○       |                     |                     |                        |
| 篠山証券株式会社      | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第16号  | ○       |                     |                     |                        |
| 株式会社山陰合同銀行    | 登録金融機関   | 中国財務局長(登金)第1号   | ○       |                     |                     |                        |
| 株式会社四国銀行      | 登録金融機関   | 四国財務局長(登金)第3号   | ○       |                     |                     |                        |
| 株式会社静岡銀行      | 登録金融機関   | 東海財務局長(登金)第5号   | ○       |                     | ○                   |                        |
| スルガ銀行株式会社     | 登録金融機関   | 東海財務局長(登金)第8号   | ○       |                     |                     |                        |
| 株式会社仙台銀行      | 登録金融機関   | 東北財務局長(登金)第16号  | ○       |                     |                     |                        |
| 株式会社大光銀行      | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第61号  | ○       |                     |                     |                        |
| 株式会社第三銀行      | 登録金融機関   | 東海財務局長(登金)第16号  | ○       |                     |                     |                        |
| 大万証券株式会社      | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第14号  | ○       |                     |                     |                        |
| 株式会社但馬銀行      | 登録金融機関   | 近畿財務局長(登金)第14号  | ○       |                     |                     |                        |
| 株式会社中京銀行      | 登録金融機関   | 東海財務局長(登金)第17号  | ○       |                     |                     |                        |
| 株式会社中国銀行      | 登録金融機関   | 中国財務局長(登金)第2号   | ○       |                     | ○                   |                        |
| 東海東京証券株式会社    | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第140号 | ○       |                     | ○                   | ○                      |
| とうほう証券株式会社    | 金融商品取引業者 | 東北財務局長(金商)第36号  | ○       |                     |                     |                        |
| 株式会社徳島大正銀行    | 登録金融機関   | 四国財務局長(登金)第10号  | ○       |                     |                     |                        |
| 株式会社鳥取銀行      | 登録金融機関   | 中国財務局長(登金)第3号   | ○       |                     |                     |                        |
| 株式会社南都銀行      | 登録金融機関   | 近畿財務局長(登金)第15号  | ○       |                     |                     |                        |
| 株式会社八十二銀行     | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第49号  | ○       |                     | ○                   |                        |
| 八十二証券株式会社     | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第21号  | ○       | ○                   |                     |                        |
| 株式会社東日本銀行     | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第52号  | ○       |                     |                     |                        |
| ひろぎん証券株式会社    | 金融商品取引業者 | 中国財務局長(金商)第20号  | ○       |                     |                     |                        |
| 株式会社広島銀行      | 登録金融機関   | 中国財務局長(登金)第5号   | ○       |                     | ○                   |                        |
| フィデリティ証券株式会社  | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第152号 | ○       |                     |                     |                        |
| 株式会社福井銀行      | 登録金融機関   | 北陸財務局長(登金)第2号   | ○       |                     | ○                   |                        |
| 松井証券株式会社      | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第164号 | ○       |                     | ○                   |                        |
| マネックス証券株式会社   | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第165号 | ○       | ○                   | ○                   |                        |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第33号  | ○       |                     | ○                   |                        |
| 株式会社宮崎銀行      | 登録金融機関   | 九州財務局長(登金)第5号   | ○       |                     |                     |                        |
| 株式会社山形銀行      | 登録金融機関   | 東北財務局長(登金)第12号  | ○       |                     |                     |                        |
| 株式会社山梨中央銀行    | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第41号  | ○       |                     |                     |                        |
| 楽天証券株式会社      | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号 | ○       | ○                   | ○                   | ○                      |
| 株式会社琉球銀行      | 登録金融機関   | 沖縄総合事務局長(登金)第2号 | ○       |                     |                     |                        |

・商号欄に\*の表示がある場合は取次販売会社です。・商号欄に(※)の表示がある場合は新規申込のお取扱いを中止しております。